

令和5年3月30日

庄内町長 富 樫 透 殿

庄内町振興審議会
会長 門 松 秀 樹

答 申 書

令和5年2月21日付け諮問第4号で諮問された下記審議事項について、庄内町振興審議会条例施行規則第2条の規定に基づき下記のとおり答申します。

記

1 審議会開催状況

令和5年 2月 21日 (火) 第1回振興審議会全体会
3月 13日 (月) 振興審議会総務分科会
振興審議会産業建設分科会
振興審議会文教厚生分科会
22日 (水) 第2回振興審議会全体会

2 審議事項

- ・第2次庄内町総合計画後期基本計画の進捗状況について
- ・第2期庄内町まち・ひと・しごと創生事業の効果の検証について
- ・庄内町過疎地域持続的発展計画の進捗状況について

3 委員名簿

梅木 均、高橋義夫、金子尚毅、加藤修一、海藤喜久男、渡曾 正、吉田勝紀
吉田正子、門松秀樹、佐藤道子、加藤 容、阿良直美、渡部菜穂子
佐藤あゆ子

4 事務局

佐藤博文、阿部 聡、岡本由美、伊藤典子

5 審議の結果

審議検討した結果は、別紙のとおりです。

第2次庄内町総合計画

1 全体意見

- (1) 住民自治を実現するためには、地域住民自らが地域の現状と課題を把握し、将来像を描き、実践・実現していくことが重要である。「みんなが主役のまちづくり基本条例」を理念とし、町民及び企業の参画と協働を促進し、地域の活性化と地域経済の振興に努めるとともに、多様な世代の幅広い分野からの意見を積極的に取り入れ、町政の発展に役立てること。
- (2) 本町では、少子高齢化が加速しているため、学区再編の早急な検討が必要であるが、学区再編は子どもたちだけの問題ではなく、地域にとっても大きな課題であることから、進捗情報を随時開示し、民意を尊重しながら最善の検討を図ること。
- (3) 町財政の健全運営のため、第3次庄内町行財政改革推進計画に基づき、効率的かつ効果的な事業実施に努めるとともに、町長のリーダーシップのもと、町民ニーズに合わないと全庁的に判断した事務事業は速やかに廃止すること。さらに、少子化、超高齢社会は、あらゆる町民の暮らしに影響を与えており、これまで同様の手法では対応できない現状にあることを踏まえ、すべての分野における事業の見直しを図ること。
- (4) 町の事業においては、ハード事業が先行することがないようソフト事業の充実に注力すること。特に町民に広くわかりやすい行政に努め、ワークショップ等を開催して対話を深めることにより、町民の参画と協働が促進されるよう、職員の意識の醸成及び資質の向上に努めること。
- (5) SDGs が掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現は、経済、社会、環境をめぐる広範な課題を総合的に解決していく国際開発目標であることを広く町民に周知を図り、誰もが住みやすく包容力のある安心安全なまちづくりを推進すること。
- (6) 少子化対策の一環として、若者や子育て世代の住みやすい環境整備が求められる。各種子育て支援の充実や、除雪体制の徹底による通勤・通学時の交通利便性の確保等、「住みにくさ」につながる課題等の解決に努めるとともに、宅地造成や企業誘致等の環境整備を推進し、「子育てするなら庄内町」と思ってもらえるよう、総合的な少子化対策に取り組むこと。
- (7) 国内外交流における「国際理解・交流活動の推進」では、文化交流だけでなく外国人の雇用、結婚、離婚及びそれに関わる在留資格などの法律関係にも対応できるよう総合的なサポートに努められたい。また、外国人の労働環境についてしっかり現状を把握するとともに、一人ひとりの人権を尊重し、人権の大切さを町民や町内企業に啓発しながら、交流の拡充に取り組まれるよう努めること。

2 総務分野

- (1) 地震や豪雨、火災等の災害時における自助・共助の意識を身に付けるために、住民の中にリーダーを育成し、町民が中心となった防災対策の底上げを目指して、住民の危機意識を高め、防災対応力の向上や近隣自治会との連携体制の構築を図ること。特に、避難生活等において女性の視点は重要になってくることから、女性も参画しやすい環境の整備と意識啓発に努めること。
- (2) 男女共同参画の推進について、様々な分野においての女性登用率向上や女性の参画率向上の気運はあるが実績につながらない現状があるため、一人ひとりの気づきや意識の変化へと繋がるよう、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を無くし、多様なニーズなど、時代の変化に対応して取り組むこと。
- (3) 情報発信について、各種団体で発信している情報を相互にシェアするなどして、情報のワンストップ化を行えるように、ホームページや SNS 等の機能を上手く活用しながら全町的な情報をきめ細やかに伝達できるように情報発信の強化に努めること。
- (4) 高齢者にとって交通手段は重要なライフラインとなるため、利用者の声を聞きながら、町営バスやデマンドタクシーの在り方の見直しを含めて検討し、町民が利用しやすいバス運行に努めること。
- (5) 住宅・定住促進事業について、引き続き移住に関連する支援を全面的に PR していくとともに、ホームページや SNS 等を活用した地域の魅力発信と交流人口の拡大を図る。また、若年層の U ターン移住者増へと繋がるよう、オンライン等を活用しながら地方でも働ける環境づくりを促進するとともに、将来的には地元に戻りたいと思えるよう、小中高の段階で郷土愛を育む活動を推進すること。

3 産業建設分野

- (1) 除排雪について、町道等の臨機応変な除排雪体制の確立に努めるとともに、自力による除雪が困難な高齢者世帯等の支援策や、地域の協力による除排雪支援の充実を図り、除雪状況の見える化、ホームページや SNS 等による危険個所の通報等、地域住民の声をしっかり反映させることで住民満足度の向上に努めること。
- (2) 新規就農者数だけでは町全体の農業従事者数が読み取れないことから、次期計画については新規就農者数だけではなく、農業従事者数についても施策指標とし、農業後継者の育成支援や農業従事者の高齢化を含め、優良農地の維持管理について将来的な方針を示すこと。
- (3) 米穀や園芸作物・畜産の持続的な生産維持のため、物価高騰対策や価格下落への補償、技術的課題等の解決を図るとともに、引き続き関係機関と十分に連携し、周年農業の確立による農業所得の向上を図ること。
- (4) 売れる農産物づくりと産地確立に向け、安全安心な美味しい米づくり、高品

質の花づくり等を推進するとともに、6次産業分野では、「庄内町のお土産」として定着できる商品開発にも努め、ホームページやSNS等を有効活用し町民に対しても見える化を図ること。

- (5) 町の雇用対策について、高校生だけでなく、大学生まで対象とした庄内町就職ガイダンスを適切な時期に開催し、企業や関係団体と連携の元、地元経済の発展に努めること。また、建設業の人材不足は深刻であり、除雪事業等を含め地域存続にも繋がる大切な分野であることから、地元企業への理解を深める取組みに努め、就職やその後の職場定着を促進すること。
- (6) 老朽化による危険空き家や災害による廃屋等への対応について、町民生活の安全と町の景観維持に努めるとともに、周辺住民への二次災害等が想定される場合は、町や関係機関等が横断的に連携し、迅速かつ臨機応変な対応が取れるよう整備を図ること。

4 文教厚生分野

- (1) 出生率の向上や「子育て・教育日本一のまちづくり」を推進するためには、子育てをする若い世代の住みやすい環境を整備することが重要であるため、小児科・産婦人科の誘致を関係機関と連携して推進し、医療体制をしっかりと確立すること。
- (2) 地域格差のない教育を受けることができる安心感を与えるとともに、町として一体感のある教育の特色を創出するためには、学校の統合を視野に入れて、町全体で統一された方針を考えていく必要がある。持続可能な教育体制になるよう、幼稚園や学童、認定こども園化も含めた学区の見直しや適正規模・適正配置を考慮し少子化に備えること。また、近隣市町等と情報交換しながら教育の質の向上に努めること。
- (3) 認知症予防や社会参画の機会として高齢者の集いの場は重要である。スマホやSNSの安全な使い方、動画視聴の方法等を学ぶ場として、地域の集会や事業等を活用した教室を開催する等、地域と行政が連携し高齢者の社会参画の拡充に努めること。また、ホームページや広報誌による情報発信だけでなく、動画による健康教室や認知症予防講座、行政情報の配信等、高齢者にも配慮した情報発信に努めること。
- (4) 近年、家庭の教育力やモラルの低下が問題視されている。家庭にとどまらず、学校、行政、地域が協議する場であるコミュニティ・スクールを核とした活動を推し進め、子どもたちの心を育むよう努めること。
- (5) 伝統芸能の復活や伝承は、集落単位での維持が難しくなっており、町の伝承文化保護の観点から行政と地域、関係団体が連携し、映像記録を残すなど後世に伝承できる方策を検討されたい。また、食文化も同様であり、地域の伝統的な料理などの継承について、地区まちづくりセンターと連携した文化活動の体制づくりに努めること。

5 庄内町まち・ひと・しごと創生事業

- (1) 地方創生にあっては、戦略的かつ柔軟な施策や事業の展開が重要であることから、いわゆる縦割り行政の弊害を改善し、速やかに取り組めるよう、全庁一体となった実施体制の構築に努めること。
- (2) 観光振興の施策においては、本町の地域資源である自然と文化を活かし、ホームページやSNS等の活用や動画による魅力的なコンテンツ配信の充実を図るなど、更なる町の観光PRやメディア活用による積極的な情報発信から関係人口の確保と集客を図ること。
- (3) 道の駅の来客数を増やすため、JAFと連携し優待施設として認知度を確保し、売店や食堂では、6次産業化による開発商品や町の特産品を網羅し利用者増加と観光PRを図ること。
- (4) 高齢者の移動手段としてデマンドタクシーや町営バスが有効だが、使ってみないとその便利さがわからない。利便性や使い方の周知に力を入れるほか、地域と連携し、イベントの一環で試してみる等、利用促進を図ること。
- (5) 出合いの場の設定について、広域規模の催しのほか、団体等を活用した参加しやすいカップリングの場の提供も設定すること。また、結婚を機にした町外転出への対応策として、住居新築またはリフォーム費用に対する補助に上乗せするなど、定住のための魅力ある施策も展開すること。

6 庄内町過疎地域持続的発展計画

- (1) ふるさと応援寄附金事業について、町の特産品の売上向上と自主財源の確保に寄与することから、若者の視点なども取り入れつつ魅力的な返礼品の探索・開発を行い、更なる町の特産品PR促進へと繋げることで、当該事業を通じて庄内町の良さを全国に伝え、庄内町を応援してくれる人々を増やすように努めること。
- (2) 清川・立谷沢エリアの冬の雪を活かしたイベントの開催や、響ホールで開催されるイベントや敷地内のライトアップや映画上映等、若者が求める「楽しさ」「遊び」「元気」を誘発させる取組みから活気あるまちづくり気運の醸成と活性化を図ること。
- (3) 現在、まちづくりセンターや文化施設等でオンラインによるイベント等が実施されているが、通信環境が整っていない施設では個人の通信機器を利用しなければならない。国の施策としてデジタル化推進が具体的に動き始めていることから、町の公共施設においては、オンライン会議やイベント配信等、多様な使途に対応できるよう、フリーWi-Fi環境の整備を図ること。